

第 1 実態調査の目的等

1 目的

当省では、東日本大震災の発生を受けて、震災等の被災者に係るものを中心として、許認可等の申請手続に伴う負担の実態を先行して調査し、その結果に基づき、平成25年3月1日に関係府省に対し勧告を行ったところである。

本調査は、その第二弾として、全国共通の一般的な申請手続について、上記の東日本大震災関係の調査の結果、明らかになった視点等を踏まえ、国民の負担を軽減する観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資することを目的に実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（6）、市町（10）、民間団体等（90）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

4 実施時期

平成24年4月～25年11月